

男女平等参画推進会議公募区民委員選定基準

1 点数

点数は、作文及び面接の合計を30点満点とする。

作文評価（10点満点）

面接評価（20点満点）

2 評価内容

（1）作文評価 以下の2項目について評価を実施する。

評価1 区が指定した募集内容（テーマ、文字数等）と一致し、男女平等参画社会の実現に役立つ考えとなっているか。

評価2 男女平等参画を理解し、自分の言葉で表現しているか。

（十分：5点 ほぼ十分：4点 おおむね十分：3点 やや不十分：2点
不十分：1点）

（2）面接評価 以下の4項目について評価を実施する。

評価1 男女平等参画を理解し、自分の考えをしっかりと持ち、きちんと説明できているか。

評価2 男女平等参画社会実現のため意識、情熱を持っているか。

評価3 港区の男女平等参画事業に対し、興味を持っているか。

評価4 相手の意見を聴き、受け入れる姿勢を持っているか。

（とても良い：5点 良い：4点 ふつう：3点 やや悪い：2点 悪い：1点）

3 書類審査

（1）基本情報

氏名・住所・連絡先等基本情報に不備がある場合は、受理せず差戻し、修正後受理することとする。差戻し及び修正は、募集期間内に行い、締め切りに間に合わなかった場合は、受理できないものとする。

（2）作文文字数

作文の文字数は800字程度とし、2割までの増減は認めるものとする。
（640字以上960字以内）

字数が規定の範囲内でない場合は、評価を行った上で、減点をする。減点は6点とする。

4 選定

選定は、一次審査と二次審査とする。

(1) 一次審査（作文及び書類審査）

作文評価（10点満点×4人）及び書類審査の合計点が、26点以上を一次審査合格者とし、二次審査（面接）に進むものとする。

(2) 二次審査（面接）

一次審査合格者の中から面接を行い、一次審査の点数と二次審査の点数の合計点で、上位6位までを男女平等参画推進会議区民委員合格者とする。